

お申込みの前に必ずお読みください。お読みいただいていることを前提に受け付けます。

令和6年度

認可保育園・認定こども園（2・3号）

利用申込みのご案内【新規入園者用】

○新年度（令和6年4月入所）利用申込み受付期間
令和5年12月4日（月）～12月20日（水）

○受付時間 8：30～17：15

※12月20日（水）は夜間役場のため、20時まで受け付けます。

○受付場所 役場1階4番窓口 子育て支援課

窓口の状況により、お待たせすることがあります。時間に余裕をもってお越しください。

○令和6年度途中入所の提出期限

5月入所 → 4月10日（水）	11月入所 → 10月9日（木）
6月入所 → 5月10日（金）	12月入所 → 11月8日（金）
7月入所 → 6月10日（月）	令和7年1月入所 → 12月10日（火）
8月入所 → 7月10日（水）	令和7年2月入所 → 令和7年1月10日（金）
9月入所 → 8月9日（金）	令和7年3月入所 → 令和7年2月10日（月）
10月入所 → 9月10日（火）※	

※10月開園予定の須恵みなみ幼稚園の締切は6月28日（金）とします。

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和5年4月2日～
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日

【注意事項】

- 保育施設の利用申込みは年度ごとに必要です。令和5年度の利用申込みをしていて待機となっている方も、令和6年度の利用を希望する場合は、再度申込みが必要です。
- 令和5年度の待機証明が必要な場合は、必ず令和5年度の申込を行ってください。後日、令和5年度中の待機証明が必要となっても発行はできません。
- 令和6年4月の入所調整にあたり、受付期間後に申込書を提出した場合は選考審査の順番が後になります。
- 書類に不備がある場合は受付できません。その場合、一度返却します。提出前に、必ずご自身で不備がないか確認をお願いします。

問い合わせ先 須恵町役場 子育て支援課 TEL 092-932-1459

* 保育施設等を利用するためには

保育施設等を利用するには、教育・保育の必要性を認定する支給認定と保育施設等の利用申込みが必要です。支給認定は3種類あります。なお、保育の必要性を認定する期間は、保育認定の事由によって有効期限が異なります。

■ 支給認定の種類

支給認定区分	児童の年齢	申請要件	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	保育を必要とせず教育を希望する	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上	保育が必要な（家庭で保育ができない）事由が有る	保育園 認定こども園（保育所部分）
3号認定	0歳～満2歳まで	保育が必要な（家庭で保育ができない）事由が有る	保育園 認定こども園（保育所部分）

■ 保育認定の有効期間

保育認定の事由	有効期限（原則として保育が必要な事由に該当しなくなった日まで）
妊娠・出産	出産予定月の2か月前から、出産月の2か月後まで
求職活動	有効期間の開始日から上限90日を経過する日の月末まで
就学	保護者の卒業予定日の月末まで
病気療養	入院・通院が終了する日が属する月末まで
その他	町長が必要と認める日まで
上記以外	満3歳以上→小学校就学前まで 満3歳未満→満3歳に到達する前々日まで

■ 保育の必要量について

保育の支給認定（2号認定・3号認定）を行う際は、保育の必要量の認定も行います。

保育の必要量には「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があり、保育認定の事由や就業時間により利用可能時間が区分されます。

利用申込書に希望の認定区分等を記入していただきますが、就労証明書による就業時間によっては希望通りにならない場合がありますので、ご了承ください。

認定区分	利用可能時間	利用可能時間	保育を必要とする理由の例
保育標準時間	1日最長11時間	7:00～18:00	1か月120時間以上の就業等がある 妊娠・出産、病気
保育短時間	1日最長8時間	各園での設定になります	1か月120時間未満の就業等がある 求職活動

通勤時間の都合等により、短時間から標準時間／標準時間から短時間への変更が可能です。区分の変更を希望する場合は、**認定区分変更申請書**を子育て支援課の窓口でご記入ください。

※利用可能時間を超えての保育を希望する場合は、「延長保育」をご利用ください。

なお、明道館は土曜日の延長保育を行っておりません。

※保育標準時間と認定される場合（就労証明書による1か月の就業時間が120時間以上ある等）であっても保育短時間の認定を希望する場合は、「支給認定申請書」の「利用時間・区分等の希望」欄で保育短時間に✓してください。

支給認定の申請および保育施設利用申込の流れ

保育施設の利用には、保育の必要性を認定する支給認定と保育施設利用申込みの手続きが必要になります。

1. 保護者が須恵町に申込書類一式を提出
2. 須恵町が保育の必要性を認定（支給認定証は利用調整結果通知と同封）
※支給認定証は、保育施設への入園を決定するものではありません
3. 須恵町が利用申込状況・希望状況等に応じ保育の必要性の程度を踏まえ、施設の利用調整を行う
4. 須恵町から保護者へ利用調整結果通知を送付（1月31日頃）
5. 須恵町から入園承諾対象者へ、保育料決定通知を送付（3月中旬頃）

（１）保育施設を利用するには

保育施設を利用するには、①児童と保護者が須恵町に住所を有すること、②児童の保護者全員が、常時、下記（家庭で保育ができない要件）のいずれかに該当していることが必要です。

【家庭で保育ができない要件】

- 家庭内または家庭外で就労している（月64時間以上）
- 妊娠中、または出産後間もない（出産月の前後2か月）
- 疾病、負傷、精神または身体に障がいを持っている
- 長期にわたる疾病、精神または身体に障がいを持つ同居親族を常時介護している
- 求職活動（起業準備を含む）を行っている
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している（月64時間以上）
- 児童の保護者の内、どちらかが育児休業中である（ただし、申込児童が令和6年4月1日現在、3歳児以上である場合のみ）
- 自宅が火災・風水害・地震等で被害を受け、復旧にあっている。
- その他、町長が認めるとき

！重要！

- 0歳児から2歳児の利用申込みをされる方で、現在育児休業を取得されている方は、慣らし保育の期間を考慮し、復職予定日の1か月前から保育施設の利用が可能となります。ご自身の復職予定日をご確認の上、お申し込みください。

例）復職予定日が令和6年5月15日の場合、令和6年4月15日から保育施設利用可能

- ・令和6年4月15日から利用希望 → 令和6年4月入所の受付期間に申込みが必要（表紙を参照）
- ・令和6年5月1日から利用希望 → 令和6年5月入所の受付期間に申込みが必要（表紙を参照）

- 申込後、家庭で保育ができない要件が変わる場合（就職、退職、就業状況の変化、妊娠・出産、入院等）は、その都度、書類の提出が必要です。
- 入園決定後、上記要件を満たさなくなった場合や要件の確認が取れない（書類が提出されない場合も含む）場合は、**退園**となります。
- 提出いただいた書類で確認がとれない場合や疑義がある場合は、追加書類の提出をお願いすることや、勤務先等への電話や書面による確認を行いますので、ご了承ください。

※必要な届出をしていない場合や虚偽の届出をすると、入園承諾後でも不承諾となり、入園後についても直ちに退園していただきます。

(2) 必要書類について

共通	<input type="checkbox"/> 令和6年度 支給認定申請書兼保育施設等利用申込書 ※児童1人につき1枚必要	
	<input type="checkbox"/> 幼児生活調査票 ※児童1人につき1枚必要	
	<input type="checkbox"/> 支給認定申請書及び保育施設等利用申込についての同意及び承諾書	
	<input type="checkbox"/> マイナンバー（個人番号）申告書	
該当するものを提出	就労している ⇒	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※自営業の方は、自営をしていることがわかる資料を添付
	妊娠・出産 ⇒	<input type="checkbox"/> 出産予定日が記載されているものの写し（補助券など）
	病気等療養中である ⇒	<input type="checkbox"/> 医師の診断書（※所定の様式あり）
	障がいがある ⇒	<input type="checkbox"/> 手帳の写し または 医師の診断書 ※手帳に有効期限の記載がある場合は、有効期限がわかるようにすること
	介護・看護している ⇒	<input type="checkbox"/> 介護（看護）状況申立書 および 介護（看護）状況がわかる資料を添付
	育休中・復職予定 ⇒	<input type="checkbox"/> 就労証明書（復職予定日を記入）
	求職中 ⇒	<input type="checkbox"/> 就労誓約書
	就学している ⇒	<input type="checkbox"/> 学生証の写し または 在学証明書の写し ※時間割などの就学時間と在学期間がわかるものを添付
算定資料	災害復旧にあまっている⇒	<input type="checkbox"/> 申立書 および 罹災証明書の写し
	世帯内に右記の手帳を所有する者がいる場合：世帯員の障害者手帳の写し 保護者が右記の証書を所有する場合：特別児童扶養手当の証書の写し または 児童扶養手当の証書の写し ※証書や手帳がお手元にはない方は、申込書類の提出時に申し出てください。	

※従来、保護者および同居者（18歳以上65歳未満）が、家庭で保育できないことが入園要件となっていました。新制度に伴い同居者の状況は問わないことになりました。同居者の状況については、**入園要件とはなりません、入園選考時の優先度には影響します。**そのため、同居者（18歳以上65歳未満）が家庭で保育できないことが確認できる書類も、できるだけご提出をお願いします。

■ 複数人の申込みをする場合

「共通」の「支給認定申請書兼保育施設等利用申込書」「幼児生活調査票」は、児童1人につき1枚必要です。それ以外は世帯に1部で構いません。就労証明書等の児童名欄には入園を希望する一番上のお子さまの名前を記入してください。

■ 提出時について

受付の際、本人確認および個人番号に間違いがないか確認をさせていただきます。当日は、下記の本人確認ができるものと個人番号通知カード（または個人番号カード）を持参してください。

運転免許証・個人番号カード・パスポート・特別永住者証明書在留カード・ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳	いずれか1枚でOK
健康保険証・ひとり親家庭等医療受給者証・後期高齢者医療被保険者証・ 年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書	いずれかのうち 2枚必要

(3) マイナンバーの取扱について

平成30年度より、保育関係での本格利用が始まりました。そのため、申込時に申込児童および世帯員の個人番号の申告が必要になります。入園承諾後は、個人番号の変更がない限り再度取得する予定はありません。ただし、待機となった場合には次年度申込時に再度記入をお願いします。

(4) 利用調整について

定員を超える申込みがあった場合、町が定める利用調整の基準に基づき、優先順位を設定し利用調整を行います。

■ 利用調整の概要

点数の項目	点数及び採点の概要
基準指数	保育を必要とする理由およびその状況（就労時間など）により設定した点数を父母それぞれに採点し合計する。 例) 求職中 < 就業予定 < 就業中（月時間数短い） < 就業中（月時間数長い）
調整指数	次の項目について状況により加減点する。 1. 児童の状況 2. 家庭の状況 3. その他の状況

※提出いただいた書類での選考となります。就労証明書等は、会社から受け取られた後、必ず内容をご自身でご確認ください。調整決定後、内容が違った等の申し出があっても再度調整することはできません。

※提出時と状況が変わりましたら、その都度書類の提出が必要です。

申込書の希望施設名欄に挙げられている園は、入園を希望しているものとして利用調整を行います。入園決定通知後、第1希望以外で決められても困るなどご意見をいただくことがあります。あくまでも、入園が決定した場合、通園可能な園を記入してください。

■ 保育施設の転園について

きょうだい児が別々の認可保育施設に入所することになった場合のみ、年度内の転園を可能とします。年度内の保育施設転園は、移行前後の保育園長の意見を参考としたうえで下のお子さまのみ可能とします。

※転園後、年度内にもとの園へ戻ることはできません。

※毎月の調整は、待機となっている児童と同条件で行います。

■ 利用調整で入園保留となった場合

申込みの取下げがない限り、令和7年3月末まで申込書は有効です。当該年度内は毎月利用調整を行います。入園案内ができる場合のみ、毎月20日前後にお電話で連絡します。

待機証明が必要な方は、お手数ですが子育て支援課までご連絡ください。待機証明は、調整日の関係で毎月20日以降にしか発行できませんのでご注意ください。また、待機の順番について、1番目・2番目等定めておりません。保育の必要性の高い方から順にご案内しますが、保育要件の変更や家庭状況の変化により、保育の必要性の高い方もその都度変わっていきます。

※待機期間中に次のことが変わる場合は、お申し出ください。

- 家庭で保育ができない要件が変わる場合（就職、退職、就業状況の変化、妊娠・出産、入院等）
- 世帯の状況が変わる場合（保護者の結婚・離婚、子どもが生まれた等）
- 申込児童の状況が変わる場合（届出保育施設等へ通い始めた等）

(5) 保育料・給食費について

●保育料・副食費徴収免除の算定

児童と生計を同一にしている扶養義務者（父母や祖父母等）の市町村民税課税額の合計を基に階層区分を決定します。また、直近の所得状況を反映させるため、9月に保育料と副食費徴収免除について再算定を行います。副食費とはおかず代のこと、主食費（ご飯代）と合わせて給食費として徴収されます。

令和6年4月～8月分の保育料	令和5年度市町村民税額により算定(令和4年中の収入に基づく)
令和6年9月～令和7年3月分の保育料	令和6年度市町村民税額により算定(令和5年中の収入に基づく)

※9月に行う保育料と副食費徴収免除の再算定のため、7月から8月にかけて課税調査を行います。未申告の場合、正しい算定をすることができないため保育料は**最高額で決定**します。必ず申告をお願いします。

●無償化について

幼児教育・保育無償化により、3～5歳児クラスは、保育料が無料となります。ただし、給食費は無償化対象外の費用となるためご注意ください。給食費は、各園で金額が異なります。

●金額について

保育料の金額は、国の基準額を基に設定しています。そのため、国の基準額が変更されると階層の変更がない場合でも金額が変更となることがあります。

●保育料・給食費の支払いについて

利用施設により保育料・給食費の支払先が異なります。

施設名	保育料支払先	給食費支払先
須恵めぐみ保育園	須恵町	各園
わかすぎの杜保育園		
アザレア幼児園	各園	
れいんぼ一幼児園		
明道館		
須恵みなみ幼児園	須恵町	

支払先が「須恵町」となっている園の場合、保育料の支払い方法は原則、口座振替となります。

後日、口座振替依頼書の提出が必要になります。口座振替依頼書は、お子さま1人につき1枚必要です。

※保育料と給食費について、未納が続く場合は児童手当から特別徴収します。また、保育料を滞納した状態で翌年度の入園申込みをする場合、個別に面談を行うことがあります。

(6) 慣らし保育（通常よりも短い時間での保育）について

新入園児は、精神的負担を少なくするため入園より2週間程度慣らし保育を行います（子どもの年齢や状況により、慣らし保育の期間が長期になる場合もあります）。

須恵町の認可保育施設へ入園する前に、他施設において保育経験があったとしても、同様に慣らし保育を行います。前も預けていたので大丈夫と思われがちですが、お子さまにとって環境（施設や先生、お友達など）が変わることは精神的、身体的にも負担となります。お仕事等の都合で難しいとは思いますが、1年間お子さまが安心して園生活を送るためにも必要なものです。ご理解とご協力をお願いします。

(7) その他

① 育児休業中の在園児の保育施設継続入園について

保育施設は、保護者が労働などにより家庭内で児童を保育できない場合に利用できる児童福祉施設になります。育児休業中は、基本的に保護者が家庭にいることになり、「家庭で保育ができない」と認められる要件から除外されるため、保育は解除されます。

個人差はありますが、大体3歳以上になると集団生活を通じてひとりひとりの児童が自己を発揮し、主体的に活動できるようになります。そのため、団体生活のうで養われる集団性や社会性の重要度に着眼し、須恵町では入所の特例として、育児休業中においてもその年度の4月1日現在で3歳児クラス以上に在籍する児童に限り、入所の継続を可としています。

<育児休業中の入園継続に関する条件>

● 育児休業開始日において、3歳児クラス（4月1日現在で3歳）以上の児童が対象となります。

※産後2か月を経過するまでに、就労証明書（復職日を記入）を提出することが必須です。

● 継続期間は、原則として育児休業の対象となる子どもが1歳になる月の末日までを限度とします。

ただし、育児休業の対象となる子どもについて、保育園等への入園申込みをしているが、定員超過等により待機となっていて、かつ育児休業の期間を延長する場合は、当該児童が1歳6か月になる（再延長で2歳になる）日の月末までを限度とします。

※育児休業を延長された場合は、再度、就労証明書をご提出ください。

注意！ 育児のため、いったん退職する場合は該当しません。

※次の場合はご相談ください。

出産によって母に疾病が生じた場合や出生した子どもに疾病が生じた場合は、家庭で保育ができない要件に該当する可能性があります。早めにご相談ください。

父母ともに育児休業を取得する場合、1号認定（幼稚園・認定こども園の幼稚園部門）へ変更となることがありますので、事前にご相談ください。

② 保育料の減免について

須恵町では、入園児童の保育料の減免について下記のとおり取扱います。

- 原則、月末月初での入退園となりますが、お引越しや復職の関係で入退園が月の途中に行われた場合、当該月の保育料は日割計算により徴収します。
- 在園する児童が病気、ケガ、不測の事故などにより、月のうち開所日数（日・祝日以外）の3分の1以上欠席した場合、申請に基づき当該月の保育料（欠席日数分）を減免することができます。

[申請にあたっては下記の点に注意してください。]

- 前月分の減免申請は毎月5日までに保育施設へ申請してください。減免分の保育料は翌月分の保育料に充当します。また、保育料を滞納している場合は滞納分に充当します。
- 申請は、在園している児童が病気（例えばインフルエンザ、おたふくかぜ等）、ケガ、不測の事故等の場合に限ります。家庭の都合（家族旅行、里帰り等）による欠席は対象になりません。

※副食費の減免は園によって異なりますので、各園にお尋ねください。

③ 保育施設での薬の取扱いについて

<薬の取扱いについて>

保育施設での薬の取扱いについては、原則としてお預かりできないこととなっております。

保育施設で薬をお子さまに飲ませることは、事故などいろいろな問題を含んでおりますので、下記のことについてご協力をよろしくお願いします。

- 診察を受けるとき、主治医の先生に『お子さまが保育園に通園していること』『園での投与ができないこと』を必ず伝え、昼間の薬についてよくご相談ください。
- 薬の投与が必要な場合、お子さまを保育施設でお預かりできません。

④ 入園後の現況確認について

入園後、7月ごろまでに就労状況の再確認を行います。証明書等の未提出により、家庭で保育ができないことが確認できない場合や、家庭での保育が可能になった場合は、退園していただきます。



Q. 仕事をしていないと保育施設の入園申請はできないのですか？

A. 求職中・採用予定・復職予定の場合も入園申請はできます。

保育の要件を確認する書類として、求職中の人は就労誓約書、採用予定の人は就労証明書、復職予定の人は就労証明書（復職日を記載）を提出してください。

就労誓約による入園の場合は、入園から1か月以内に就労証明書の提出が必要です。

採用予定の人は、採用後1か月以内に就業したという証明の提出が必要です。

復職予定の人は、復職後1か月以内に就労証明書（復職日を記載）の提出が必要です。

Q. 須恵町に転入予定なのですが、申請はできますか？

A. 認可保育施設への申込みは、申請時に住民票がある市区町村の窓口でお受けすることが原則ですが、4月入園については、**須恵町に3月末までに転入することが確実である場合に限り申込みを受付けます。**

ただし、決定通知発送までに住民票の異動が確認できない場合は入園決定を保留とし、3月中に住民票の確認ができ次第決定とします。年度中途の申込みについてはご相談ください。

Q. 産前・産後は上の子を保育施設にあずかってもらえますか？

A. 産前産後の期間は、保育施設への入園が可能です。入園可能な期間は、出産予定月の2か月前の初日から、出産日の2か月後の末日までとなります。母親の他に誰も上のお子さまを保育することができない場合に、出産前に余裕をもってお申込みください。

Q. 育児休業の間は保育施設には通えますか？

A. 育児休業期間は家庭での保育が可能とみなします。保護者が家庭で保育できる時期は、上のお子さまを含め、原則として家庭保育可能と判断します。

ただし、新規申込の場合は、その年度の4月1日現在で3歳児クラス以上となるお子さまに限り、育児休業中の申し込みを可能とします。

また、在園児の場合は、産後2か月目の末日時点で、その年度の4月1日現在3歳児クラス以上に在籍するお子さまに限り、**継続入園を可能としています。**

3歳未満児クラスのお子さまについては、いったん退園し、母親の復職に伴って復職日の1か月前から、又はお子さまが4月1日現在で3歳児クラスとなる場合は保育施設の申し込みが可能となります。この場合、新規の利用申込みが必要です。

例) 令和5年度が2歳児クラス ⇒ 令和6年1月出産の場合、3月末日まで保育可能期間。3月末で**退園**。

令和6年度(令和6年4月入所)を新規で申し込み、利用調整結果を待つ。

令和5年度が2歳児クラス ⇒ 令和6年2月出産の場合、4月以降（3歳児クラスのため）も継続可能。

Q. 母子・父子・障がい者世帯の取扱いは、どうなるのですか？

A. ひとり親・障がい者の世帯は、入園選考順位が考慮されます（ただし、年度途中の申込みの場合は保育施設の空き状況によります）。確認のため、書類の提出が必要です。

障がい者のいる世帯（在宅者に限る）は、必ず障がい者手帳・療育手帳の写しをご提出ください。

保育料が変更となる場合があります。

Q. 申込み後や入園後に、住所や家族状況（結婚・離婚など）、保護者の就労状況などが変わった時はどうすればいいのですか？

A. 書類の提出が必要です。必要な書類などは変更事項によって異なりますので、利用施設や子育て支援課にご連絡ください。保育の利用時間や保育料の算定が変更になる場合があります。

Q. 入園後に仕事を辞めたのですが、何か届出が必要ですか？

A. 下記の例のような場合は、早急に届出が必要です。

仕事を辞めた時点で保育施設に入園する理由がなくなります。入園を継続したい場合は、求職中である旨を書いた「就労誓約書」を提出し、1か月以内に再度就労してください。届出が著しく遅れた場合や、届出内容に虚偽が発覚した場合は、退園となることがあります。また、保育時間や保育料の算定が変更になる場合があります。

【届出が必要な例】

- ・仕事を辞めた場合（自己都合、会社の都合）
- ・仕事を辞めた場合（妊娠、出産）
→妊娠・出産を理由としてお子さまを保育施設に預け続ける場合でも、出産予定月の3か月前までは就労している必要があります
- ・転職した場合
- ・保護者が離婚した場合、婚姻した場合
- ・上記以外で、保育施設にお子さまを預ける理由が変わった場合 など

Q. 都合により施設を退園するときはどうしたらいい？

A. 早めに施設に退園する旨を伝えていただき、退所届を提出してください。

Q. 月の途中で町外へ転出する場合、いつまで施設に登園できるの？

A. 月の途中で町外へ転出される場合、月末まで在園が可能です。転出予定がある場合は早めに施設へ申し出ていただき、途中で退園となるか、月末まで在園されるかご相談ください。

Q. 生まれる前に申込はできるの？

A. 申込できますが、仮受付となります。

園は、最短で生後4か月過ぎから預かり可能なため12月中に出産された場合のみ、4月入所の申込が可能です。

令和6年度の申込締切は12月20日（水）までです。出生前に申込する場合は、申込書に児童名は未記入、誕生日に出産予定日を記入し、出産予定日がわかるものを添付してください（仮受付）。

出産後、必ず、児童名と確定した誕生日を記入しに来てください。児童名と誕生日の記入によって本受付とします。仮受付のままでは、内定は出しません。

※実際の出産が1月になった場合、預かり可能な時期が5月からとなるため、4月入所の調整は対象外となります。

Q. マイナンバーを記載しなければ不利益があるのですか？ 罰則があるのですか？

A. 不利益はありませんが、法令に基づき記載をお願いしています。罰則規定はありません。

Q. マイナンバーは何に使われるのですか？何か利点はあるのですか？

A. マイナンバーを使うことによって、転出や転入をしたとき、保育料算定のための所得課税証明書の提出を省略できます。